

別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）・満3歳以上限定小規模保育事業（保育認定2号）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算（区分1及び区分2）								
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定				保育短時間認定				
				基本分単価 ⑥ (注1)		基本分単価 ⑥ (注1)		加算率(注2) ⑦ (注1) (a) (b) (c) (注1)				加算率(注2) ⑦ (注1) (a) (b) (c) (注1)				
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	233,920	(322,930)	228,600	(317,610)	+	2,220	(3,110)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 3.1(c) (3.0(c)))	2,160	(3,050)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c) (2.9(c)))
			乳児	322,930		317,610		+	3,110		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c))	3,050		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	185,010	(274,020)	181,650	(270,660)	+	1,730	(2,620)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c) (2.9(c)))	1,690	(2,580)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c) (2.9(c)))
			乳児	274,020		270,660		+	2,620		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	2,580		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算（1歳児配置改善加算無し）※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算					障害児保育加算（1歳児配置改善加算有り） ※1,2歳児のうち年度の初日の前日における高年齢が1歳児の特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算							
				処遇改善等加算（区分1及び区分2）					処遇改善等加算（区分1及び区分2）							
				(注1)	(注1)	(a)	(b)	(c)	(注1)			(a)	(b)	(c)		
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	178,030	(89,010)	+ 1,780	(890)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c) (2.7 (c)))	+	160,230	+	1,600	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))
			乳児	+	89,010		+ 890		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))						
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	178,030	(89,010)	+ 1,780	(890)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c) (2.7 (c)))	+	160,230	+	1,600	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))
			乳児	+	89,010		+ 890		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))						

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑯	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑰	管理者を配置していない場合			
				超過改善等加算 (区分1及び区分2) 加算率 (注2)		加算額		加算額				超過改善等加算 (区分1及び区分2) 加算率 (注2)			
				(a)	(b)	(c)	標準	都市部	標準	都市部		(a)	(b)	(c)	
10/100 地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	+ 50,400 +		$440 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.6 (c))$		+ 3,600 4,000 +		a地域 20,300 22,600 b地域 11,200 12,400 c地域 9,700 10,800 d地域 8,700 9,700	- 1,650 -	$(\text{⑯} + \text{⑰}) \times 9/100$	+ 41,660 +		$410 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 0.9 (c))$
				+ 33,970 +		$280 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.6 (c))$		+ 2,300 2,500 +		a地域 25,700 28,600 b地域 14,200 15,700 c地域 12,300 13,700 d地域 11,000 12,300	- 1,040 -	$(\text{⑯} + \text{⑰}) \times 8/100$	+ 26,310 +		$260 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 0.9 (c))$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	土曜日に閉所する場合				安全計画の実定等をしていない場合 (注3) ⑤a	経営情報等の報告を行っていない場合 (注3) ⑤b	定員を恒常的に超過する場合 ⑤c
				月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合(右欄の機会を除く。)	全ての土曜日を閉所する場合			
10/100 地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 2/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 3/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 5/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 6/100$	1,350	⑥×5/100	$(⑥\sim⑩b) \times 81/100$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 2/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 3/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 5/100$	$(⑥+⑦+(⑧又は⑨)+⑩+⑪) \times 6/100$			<small>(福島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 $(⑥\sim⑩b) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑩b) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑩b) \times 70/100$

加算部分2

処遇改善等加算（区分3）	⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額			※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別途通知する。
		・ 処遇改善等加算（区分3）－①	49,060 × 人数A		
		・ 処遇改善等加算（区分3）－②	6,130 × 人数B		
冷暖房費加算	㉑	1 級 地	2,020	4 級 地	1,400
		2 級 地	1,790	激 変 緩 和 地 域	1,050
		3 級 地	1,770	そ の 他 地 域	120
※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域					
除雪費加算	㉒	6,620			※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉓	171,160 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉔	100,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉕	A	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） (88,400 + 880 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.5 (c)))		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
		B	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） (50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b)))		
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数		
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	㉗	A	60時間以上	150,450	÷ 各月初日の利用子ども数
		B	30時間以上60時間未満	75,220	÷ 各月初日の利用子ども数
※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。					
保育ICT推進加算	㉘	180,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

（注3）令和8年度においては7月から加減調整する。